

令和5年度 高等部（障害福祉サービス等の利用希望） 進路指導年間計画

高等部進路 令和5年4月19日

1 進路の方針

- ・生徒が将来の進路や自らの生き方に対する考えを深め、主体的に進路選択ができるよう指導計画や指導体制の整備を行う。
- ・生徒一人ひとりの実態に応じた社会参加・自立できる能力・態度・習慣を育成できるように進路指導の充実を図る。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた進路指導が本人・保護者、前籍校、北海道立子ども総合医療・療育センター、福祉事業所など関係機関との連携の中で推進されるよう努める。
- ・本人・保護者の意向や実態に応じた情報提供ができるよう、指導資料の収集や整理を行う。

2 年間計画

□事業所見学・体験実習

	1 年	2 年	3 年	備 考
4	★入学式 ★第1回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・進路説明 [進路] ・進路希望調査 - 福祉事業所調査 [進路]			※障害支援区分の認定(18歳の誕生日前後)手続き支援 [進路] ※懇談時間は学担と進路で調整 ※前籍校、センターや関係機関との連携、情報収集 [進路]
5	・事業所見学の意向を確認 [進路] □事業所見学 (11月頃までの期間) [進路]	★第1回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・進路説明 [進路] ・進路希望調査 - 福祉事業所調査 [進路]	★第1回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・進路説明 [進路] ・進路希望調査 - 福祉事業所調査 [進路]	進路学習は、生徒の転出時期等を見据えて、内容や回数を調整
6		・事業所見学や体験実習等の意向を確認 [担任/進路] □事業所見学・体験 (11月頃までの期間) [進路]	・前提体験実習や申請手続等の意向を確認 [担任/進路] □事業所前提実習 [進路] ※入所・利用前提の施設での実習	
7				
8				
9				実習報告の時間は、時期を調整
10	★第2回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] (必要に応じて進路面談)	★第2回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] (必要に応じて進路面談)	★第2回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] (必要に応じて進路面談) ※市町村に申請する「介護給付費・訓練等給付費支給申請書」の手続き支援 [進路]	保護者が居住地福祉課に申請

1 1			※「サービス等利用計画案」の作成手 続き支援 [進路]	保護者が相談 支援事業所に 依頼
1 2			・申請手続き等の意向確認	
1			◎進路決定（最終）	短期入所は希 望により実施 （保護者対応）
2	★第3回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・進路希望調査 福祉事業所調査 [進路] ・事業所見学や体験実習等の意向 確認 [進路] →個別の教育支援計画へ [担任]	★第3回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・進路希望調査 福祉事業所調査 [進路] ・事業所見学や体験実習等の意向確 認 [進路] （必要に応じて進路面談） ◎進路決定① →3年次の前提体験実習 の確認	★第3回 参観懇談 ・保護者懇談 [担任] ・手続きや移行について （必要に応じて進路面談） ・個別の教育支援計画や引継 内容について保護者確認	
3	・次年度計画、個別の教育 支援計画の確認 [担任/進路]	・次年度計画及び個別の教 育 支 援 援 計 画 の 確 認 [担任/進路]	・個別の教育支援計画の譲 渡、関係機関への引継 [担任/進路]	

※具体的な内容については、本人・保護者、担任、進路等で調整して進める。

3 進路学習について

- ・進路学習は、「職業」「探究」「自立活動」「LHR」の時間を利用して実施する。
- ・卒業生や福祉関係者の講話等、必要に応じて外部講師を活用する。
- ・転入生徒の進路指導については、前籍校からの引き継ぎ時に、本人・保護者に混乱が生じないように関係機関と連絡調整を図る。

4 体験実習について

- ・全学年対象、本人・保護者の要望がある場合に体験実習を実施する。
- ・進路や生徒・家庭の実態を十分に検討し、時期・期間・実習先を決定する。
- ・進路担当者が事業所への依頼、「体験実習要領」を作成、「日程」や「実習時の事故対応」等、必要事項を保護者に周知、同意を得た上、実施する。
- ア. 実習目的
 - ・日中活動・居宅施設での生活を体験することで、卒業後の社会生活を考える機会とする。
 - ・学校生活と異なる生活環境や集団で学習することを通して、人の関わりや活動の経験を広げる。
 - ・実習を通して、生徒の持っている力や課題を確認する。
- イ. 実習形態
 - ・1、2年生 1～3日程度の実習
卒業後の利用にかかわらず、実態に合った事業所等で日中活動や居宅施設の生活を体験する。
 - ・3年生 5日程度の実習
卒業後に利用を希望する事業所等において日中活動や居宅施設の生活を体験する。
- ウ. 教員引率
 - ・原則、実習前と実習中に1回ずつ訪問を行い、打ち合わせと巡回指導を行う。
 - ・原則、実習中の送迎と諸経費の負担は保護者が行う。

※ショートステイは、主に長期休業中に本人・保護者の希望により、保護者の手続きにより実施可能。
本校生徒は、入院している生徒なので費用は個人負担になる旨を保護者に確認し実施する。

5 関係機関の連携について

進路に関わり、保護者、北海道立子ども総合医療・療育センター、福祉事業所、前籍校関係者等と連絡調整を図り、保護者面談・三者懇談（学校・保護者・本人）、病棟カンファレンス（病棟主催）、ケース会議（病棟師長主催）、進路支援会議（センター主催 Dr 同席）、担当者会議（学校主催本人に関わる全ての人を対象）等を実施する。